

## 訪問看護ステーション あおぞら 運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人香南会が設置する訪問看護ステーション あおぞら（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条
- 1 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
  - 2 事業所は、訪問看護を提供することにより、心身の機能の維持回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
  - 3 事業所は事業の運営にあたって、地域のニーズを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、保健、医療、福祉との密接な連携に努めなければならない。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |     |     |                                      |
|-----|-----|--------------------------------------|
| （1） | 名 称 | 訪問看護ステーション あおぞら                      |
|     | 所在地 | 高知県南国市大桶甲 4 0 6 番地 5 南国マンション 2 0 2 号 |

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 訪問看護ステーション あおぞらに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとするが業務の状況に応じて、適宜職員を増員する。

#### 職種、員数

- （1） 管理者（所長）・・・看護師 1 名（常勤）  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- （2） 訪問看護師・・・看護師又は准看護師 2. 5 名以上（常勤換算）  
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護の提供に当たる。
- （3） 訪問理学療法士・・・必要に応じて配置する。  
訪問作業療法士・・・必要に応じて配置する。  
訪問言語聴覚士・・・必要に応じて配置する。  
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、在宅のリハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

(1) 訪問看護ステーション あおぞら

営業日・・・月～土曜日(祝祭日及び年末12/29～年始1/3迄を除く。)

営業時間・・・8時30分から17時30分迄とする。(但し、土曜日は12時迄)

(訪問看護事業の内容)

第6条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業所は、利用者の主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の状態を把握し軽減又は悪化の防止に資するよう在宅療養の目標を設定し、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、適切な事業を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、負担割合証に基づき徴収するものとする。但し、支給額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 前項の外、通常のサービスの実施地域を越える場合は交通費の負担について別途定める。

(通常の事業のサービス実施地域)

第8条 サービス実施地域は、高知市 南国市 香美市 香南市 芸西村 安芸市 安田町 田野町 奈半利町 室戸市 とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護師等は訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡し指示を求める。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止のための措置を講じるとともにその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図る。

2 虐待防止のための指針及び体制を整備する。

3 事業所において利用者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。

4 虐待を発見又はその情報を入手した場合は、速やかに関係機関に通報する。

5 市町村より高齢者虐待についての協力依頼があった場合は、管理者の了承のもとに受け入れ、連携を図る。

6 苦情解決処理規程に沿った適切かつ迅速な対応により、利用者の権利を擁護する。

(その他運営について留意事項)

- 第 11 条 訪問看護の実施にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 2 医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持ってその提供を行う。
  - 3 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
  - 4 特殊な看護等については、これを行わない。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人香南会で定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から改正する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。